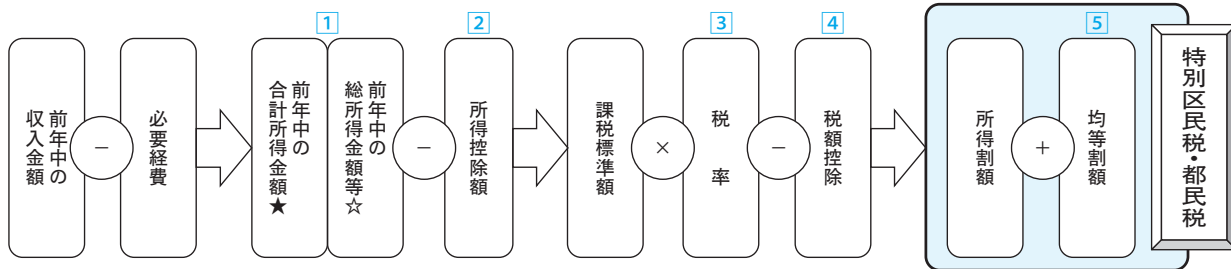


特別区民税・都民税計算の流れ



★合計所得金額とは、損益通算(※)後の各所得金額の合計額をいいます。以下の(ア)～(ウ)の金額で計算します。
 (ア) 申告分離課税所得は、特別控除前の所得金額 (イ) 総合長期譲渡所得と一時所得は、合計額の2分の1の金額
 (ウ) 損失の繰越控除適用前の金額
 ※営業等・不動産・譲渡・山林の各所得金額の計算上生じた損失を一定の順序により他の所得金額から控除すること。
 ☆総所得金額等とは、損益通算後の各所得金額に損失の繰越控除を適用した金額の合計額をいいます。

① 所得計算に関する資料 (P.2 「1 収入金額・必要経費」欄 参照)

表1 給与所得の計算式

給与等の収入金額の合計額	給与所得の金額
1円 ～ 550,999円	0円
551,000円 ～ 1,618,999円	収入金額 - 55万円
1,619,000円 ～ 1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円 ～ 1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円 ～ 1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円 ～ 1,627,999円	1,074,000円

給与等の収入金額の合計額	給与所得の金額
1,628,000円 ～ 1,799,999円	(A) × 4 × 60% + 10万円
1,800,000円 ～ 3,599,999円	(A) × 4 × 70% - 8万円
3,600,000円 ～ 6,599,999円	(A) × 4 × 80% - 44万円
6,600,000円 ～ 8,499,999円	収入金額 × 90% - 110万円
8,500,000円 ～	収入金額 - 195万円

※(A)は、給与収入の合計額を「4」で割り、1,000円未満の端数を切り捨てて算出した金額

※下記に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

- ① 給与等の収入金額が850万円を超え、次のアからウのいずれかに該当する場合
 ア 本人が特別障害者に該当する。 イ 年齢23未満の扶養親族がいる。 ウ 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族がいる。
 所得金額調整控除 = (給与等の収入金額(1,000万円を超える場合は1,000万円) - 850万円) × 10%
 ② 給与所得及び公的年金所得があり、その合計が10万円を超える場合
 所得金額調整控除 = (給与所得(10万円を超える場合は10万円) + 公的年金所得(10万円を超える場合は10万円)) - 10万円
 ※①の控除がある場合は、①の控除後の金額から控除します。

表2 公的年金等雑所得の計算式

受給者が65歳以上(昭和35年1月1日以前に生まれた方)	
公的年金等の収入の合計額(B)	公的年金等雑所得の金額
1円 ～ 1,100,000円	0円
1,100,001円 ～ 3,299,999円	(B) - 1,100,000円
3,300,000円 ～ 4,099,999円	(B) × 75% - 275,000円
4,100,000円 ～ 7,699,999円	(B) × 85% - 685,000円
7,700,000円 ～ 9,999,999円	(B) × 95% - 1,455,000円
10,000,000円 ～	(B) - 1,955,000円

受給者が65歳未満(昭和35年1月2日以降に生まれた方)	
公的年金等の収入の合計額(B)	公的年金等雑所得の金額
1円 ～ 600,000円	0円
600,001円 ～ 1,299,999円	(B) - 600,000円
1,300,000円 ～ 4,099,999円	(B) × 75% - 275,000円
4,100,000円 ～ 7,699,999円	(B) × 85% - 685,000円
7,700,000円 ～ 9,999,999円	(B) × 95% - 1,455,000円
10,000,000円 ～	(B) - 1,955,000円

※(B)は、公的年金等の収入の合計額

- ① 表2は公的年金等雑所得以外に係る合計所得金額が1,000万円以下の場合
 ② 公的年金等雑所得以外に係る合計所得金額が1,000万円1円～2,000万円の場合は、公的年金等雑所得の金額に10万円を加算
 ③ 公的年金等雑所得以外に係る合計所得金額が2,000万円1円以上の場合は、公的年金等雑所得の金額に20万円を加算

② 所得控除に関する資料 (P.4 「3 所得から差し引かれる金額」欄 参照)

表3 平成24年1月1日以降に締結した保険契約等
 (「新契約」)に係る生命保険料控除の計算式

種類	支払った保険料の合計額	控除額
一般分 個人年金分 介護医療分	12,000円以下	支払った保険料全額
	12,001円～32,000円	(支払額) ÷ 2 + 6,000円
	32,001円～56,000円	(支払額) ÷ 4 + 14,000円
	56,001円以上	28,000円

表4 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等
 (「旧契約」)に係る生命保険料控除の計算式

種類	支払った保険料の合計額	控除額
一般分 個人年金分	15,000円以下	支払った保険料全額
	15,001円～40,000円	(支払額) ÷ 2 + 7,500円
	40,001円～70,000円	(支払額) ÷ 4 + 17,500円
	70,001円以上	35,000円

※「新契約」(一般分、個人年金分、介護医療分)に加入している場合は、表3で計算した控除額(合計適用限度額70,000円)

※「旧契約」(一般分、個人年金分)に加入している場合は、表4で計算した控除額(合計適用限度額70,000円)

※一般分・個人年金分それぞれの種類において「新契約」と「旧契約」の両方に加入している場合は、次の①②③で計算した控除額で一番大きい控除額
 ①「新契約」[表3で計算した控除額] ②「旧契約」[表4で計算した控除額] ③①と②の合計額(適用限度額28,000円)

表5 地震保険料控除の計算式

種類	支払保険料	控除額
地震保険料	50,000円以下	(支払額) ÷ 2
	50,001円以上	25,000円

種類	支払保険料	控除額
旧長期損害保険料	5,000円以下	支払額全額
	5,001円～15,000円	(支払額) ÷ 2 + 2,500円
	15,001円以上	10,000円

※地震保険料、旧長期損害保険料の両方がある方は、上表により個別に計算し、その合計額を控除額とします(限度額25,000円)。

表6 配偶者控除・扶養控除

種類	区分	納税者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の給与収入金額)		
		900万円以下 (1,095万円以下)	900万円超950万円以下 (1,095万円超1,145万円以下)	950万円超1,195万円以下 (1,145万円超1,195万円以下)
		控除額		
配偶者控除	一般	33万円	22万円	11万円
	老人(生年月日が昭和30.1.1以前生まれの配偶者)	38万円	26万円	13万円
扶養控除	一般(昭和30.1.2～平成14.1.1生まれ及び平成18.1.2～平成21.1.1生まれの方)	33万円		
	特定(平成14.1.2～平成18.1.1生まれの方)	45万円		
	老人(昭和30.1.1以前生まれの方)	38万円		
	同居老親(同居している直系尊属で老人扶養の対象になる方)	45万円		

※平成21.1.2以後に生まれた(16歳未満)の方は、扶養控除の対象にはなりません。

※所得金額調整控除の適用がある場合は、括弧内の各金額に15万円を加算